



区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています。ご意見をお寄せください。

日本共産党荒川区議会議員 斉藤くに子 区政ニュース

メール: arajcp@tcn-catv.ne.jp

区議団 <http://www.jcp-arakawakugidan.jp/> / くに子ブログ <http://s-kuniko.jugem.jp/>



2023年10月1日 No.1335号

区役所直通 3802-4627

fax 3806-9246

★無料法律・生活相談会★

弁護士の定例相談は毎月第4月曜18時～

10月23日(月)

★北千住法律事務所での直接の相談予約も取ります。

★生活困窮は随時随時に対応します。ご連絡ください。

荒川区荒川7-37-1(コミバス花の木停留所前)

Tel/Fax 3806-5134

コロナウイルスとの関係で定例法律相談は完全予約制として密の状況をつくらないようにしたいと思います。

宜しくお願い致します。

①18:00～18:30

②18:40～19:10

③19:20～20:00

予約は先着順とします。前日までに予約がない場合は中止します。



7年間で1千棟新たに空き家

空家解体助成の基準見直しを

老朽化別 空き家 棟数	Aランク	Bランク	Cランク	計
	予防保全 & 利活用	危険	非常に危険	
2015年度	792棟	137棟	42棟	971棟
2022年度 (うち、新規の 空き家数)	1,137棟 (907)	167棟 (114)	26棟 (20)	1,330棟 (1,041)

14.5%が危険な空き家

2015年の調査から利活用や除却などで一定数減少した一方、その後新たに1,041棟が空き家になり、区内空家は1,330棟、

区内建物の約3%で193棟(14.5%)が危険とされています。

解体費助成制度がありますが、助成対象は旧耐震基準で「1981年5月31日以前に建築された建物」となっています。

耐震基準に関わらず希望があれば除却できるようすれば空き家増加防止につながります。

空家になった理由	
住んでいた人が死亡	26.8%
他に転居・入所	26.8%
相続したが住む人がいない	12.4%
貸していた人が転居	10.0%
購入したが入居せず	3.3%
相続人が決まらない	1.0%
転勤等で長期不在	0.5%
わからない	2.9%
その他	16.3%

老朽空き家除却助成の対象を新耐震基準「1981年6月1日～2000年5月1日」の建物に拡大することを求めましたが、区は「利活用の可能性が高いので拡大は考えていない」との答弁でした。

防災街づくりの観点から、今回の調査をいかして対策をすすめて欲しいと思います。

古い空家住宅の解体費助成

空家住宅の解体に要する費用(消費税相当額を除く)の3分の2の額/1件100万円上限

区が『不良住宅=構造等が著しく不良であり、住宅として著しく不適当なものと判定した場合、解体する建物の延べ面積 1㎡あたり 26,000円(延べ面積 500㎡まで)とする助成金もあります。

お問合せ先 住まい街づくり課 防災街づくり係 電話 03-3802-4079

空家棟数(荒川・町屋・南千住)	建物棟数		空家数	空家比率
	建物棟数	空家数		
荒川1丁目	1,073	44	4.1%	
荒川2丁目	979	28	2.9%	
荒川3丁目	1,292	40	3.1%	
荒川4丁目	874	55	6.3%	
荒川5丁目	790	13	1.6%	
荒川6丁目	1,205	34	2.8%	
荒川7丁目	581	24	4.1%	
荒川8丁目	441	6	1.4%	
町屋1丁目	951	34	3.6%	
町屋2丁目	775	23	3.0%	
町屋3丁目	974	33	3.4%	
町屋4丁目	1,305	50	3.8%	
町屋5丁目	575	23	4.0%	
町屋6丁目	1,073	44	3.5%	
町屋7丁目	541	22	4.1%	
町屋8丁目	486	10	2.1%	
南千住1丁目	1,298	94	7.2%	
南千住2丁目	562	18	3.2%	
南千住3丁目	719	27	3.9%	
南千住4丁目	111	0	0.0%	
南千住5丁目	1,107	43	3.9%	
南千住6丁目	1,419	81	5.7%	
南千住7丁目	580	18	3.1%	
南千住8丁目	379	0	0.0%	

今後の空き家活用は	
未定・決まっていない	23.0%
売りたい・売っても良い	21.1%
解体予定・解体したい	14.1%
将来自分又は親族が居住	9.4%
貸したい・貸しても良い	8.5%
物置・倉庫で利用する	8.5%
売り貸しせず管理	3.8%
別宅として利用	2.8%
その他	8.9%

管理で困っていることは	
空家までの距離が遠い	17.6%
管理の手間が大変	15.0%
身体的年齢的な問題	12.7%
管理費用が高い	3.7%
管理を頼む相手が見つからず	3.4%
困っていない	39.0%
その他	8.9%

空家管理にシルバー人材センターの活用を

区の「空き家所有者意向調査」では、空き家の「今後の活用について」「決まっていない」が23%でした。

活用方法が決まらない間にも、適正な管理がされなければ空き家はどんどん老朽化し、災害時などに倒壊や破損などの危険性が高まる、周囲の住民や建物への被害も心配です。

所有者は4割が区外在住で、管理に「手間がかかる」「遠方から訪れるのが大変」「高齢化」「管理を頼む相手がいない」など、管理の実施が困難との答えが半数以上でした。

空き家管理について、自治体がシルバー人材センターと連携・協力しての取り組みも広がっています。

2021年度時点で全国627センターで実施、都内でも豊島区で実施しています。空き家対策と高齢者の仕事づくりにもなり検討することを求めました。区は安心して利用できる仕組みをつくと答えました。

活用していない空き家と、空き家を活用して地域に貢献する事業を行おうとする事業者をマッチングし、リフォームに係る費用を補助します。

2021年から始まった事業で、補助金200万円を活用して西尾久4丁目に食品の無料配布なども行うパン屋さん・西尾久2丁目で高齢者向け地域サロンが誕生しています。

お問い合わせ 住まい街づくり課住宅係

03-3802-3111(内線:2826)

◎補助限度額 200万円

◎補助率 3分の2

- 対象空き家
- ・荒川区内にいること
 - ・一年以上空き家の状態であること
 - ・過去にこの補助金を受けていないこと
 - ・国や地方公共団体から同様の補助金を受けていないこと
 - ・地域貢献に資する施設として10年以上利用すること
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された建物については、改修工事の完了までに耐震性の確保ができるものであること



東京都が木密地域に感震ブレーカー配布



関東大震災100年、東京都が木造住宅が密集する地域を対象に、震度5強以上の地震の揺れを感知して電気を遮断する「感震ブレーカー」を10月から希望者に無償配布します。申込みは12月31日まで。

荒川区の配布対象地域は右記の荒川2・4丁目、南千住1・5丁目、町屋2・3・4丁目などです。

コンセントタイプ(5千円相当)で、そのコンセントに差し込んでいるストーブなどの通電を遮断します。

ネットでの申請のようですが、対象地域には東京都が申請用紙を発送するようで、11月までには届くようです。

お問合せ：東京都出火防止対策促進事業コールセンター

荒川区では高齢者等に無料配布

0120-888-289

荒川区では、現在65歳以上のみ非課税世帯と障害者手帳や要介護認定4以上の方がいる世帯に、地震の際にブレーカーを落とし、電気を自動的に止める「感震ブレーカー」と家全体の電気が止まるので、足元などを照らすための「自動点灯ライト」を無料配付しています。

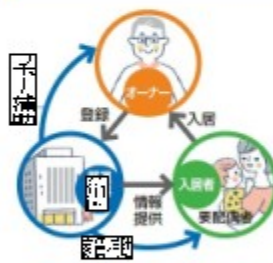
またその他一般世帯には感震ブレーカー等器具購入費として1/2上限5千円の補助を行っています。防災課防災事業係 03-3802-3111(内線418)

荒川2丁目	東尾久2丁目
荒川3丁目	東尾久4丁目
荒川4丁目	東尾久6丁目
荒川6丁目	町屋2丁目
西尾久1丁目	町屋3丁目
西尾久2丁目	町屋4丁目
西尾久5丁目	南千住1丁目
西尾久6丁目	南千住5丁目

江戸川区では東京都が配布対象地域以外、区内全域に配布します。



改修費・家賃低廉化補助制度を開始しました



高齢者、障がい者、子どもを養育する者など住宅の確保に特に配慮が必要な方の入居を拒まない住宅として登録された民間賃貸住宅の所有者に対して、改修費と家賃の補助が始まりました。

住まい街づくり課住宅係 03-3802-3111 (内線2822)

「住宅セーフティネット制度」が2017年に始まっていますが、全国では登録がなかなか進みません。大家さんにも、アパート探しに苦労している皆さんにも役に立ち喜ばれる制度になれば良いのですが…

改修費補助	対象工事
	▶バリアフリー改修 ▶子育て世帯対応改修 ▶間取り変更▶防火・消火対策 ▶省エネルギー改修など
補助額	工事費の2/3 上限100万円又は200万円
家賃補助	補助額
	家賃の1/2以内で上限4万円
補助期間	原則10年間

投票所がやってくる



4月の統一地方選で、北海道士幌町(人口:5,881人世帯数:2,787/有権者数:4,801人/投票率:79.5%)がジャンボタクシーが、有権者の自宅を訪問する移動期日前投票所を全国で初めて実施した。



茨城県つくば市(有権者数9月1日現在197,131人)も、来年の市長選：市議選で投票箱を載せた、

車が、投票希望者の自宅前までやってくる「オンデマンド型移動期日前投票所」を実施することになった。



オンデマンド型移動投票所の運用イメージ



投票権の保障は民主主義の土台

投票する意思があるのに、1人で投票所に行けない人たちの投票の機会を確保するための環境整備は荒川区でも必要だ。

郵便投票制度もあるが、対象が限定されている。政府は要介護3と4の人にも対象を拡大する公選法改正を検討しているが、それ以外にも広げる必要もある。



東京新聞9月24日付より

日本障害者郵便投票は希望するすべての障害者を対象に(日本障害者協議会の声明から抜粋)
 現行の郵便投票は、「介護保険要介護5、障害者手帳の両下肢・体幹・移動機能障害の1級・2級、心臓などの内部障害1級または3級など対象が限定されています。私たちは、希望するすべての障害者を対象にするとともに、その手続きの簡素化」を求めています。
 なお、郵便投票については、圧迫感や緊張感によって投票所に行くことが困難な精神障害のある人、要介護5ではないが外出が困難な高齢者、病気で自宅療養中や(不在者投票所の指定を受けていない)病院に入院中の人など、多くの人にニーズがあります。
 総務省は昨年末、各選挙管理委員会に投票しやすい環境をどう整えているかなど大規模な調査を実施しています。その結果を注視したいと思います。
 私たちは今後も、障害者権利条約と総括所見(勧告)を基に、多様な投票方法の実現と合理的配慮の拡充を含め、障害のある人の投票における環境整備が推進されるよう取り組みます。

9月21日 世界アルツハイマーデー

6月14日に可決された『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』は、全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思で日常生活を送れることなどを基本理念に掲げた。



国や地方自治体の施策実施の責務、医療・福祉サービスの適切な提供や家族への支援も盛り込んだ。同法は9月を認知症月間、9月21日を認知症の日と明記した。法律の理念を具体化し、施策拡充に向けた国・地方自治体の役割が求められる。